

暁木地盤の会会則

平成 21 年 4 月 9 日制定

(名称)

第 1 条 本会は「暁木地盤の会」と称する。

(事務局)

第 2 条 本会は事務局を神戸市灘区六甲台町 1 - 1 神戸大学大学院工学研究科市民工学専攻地盤研究室内におく。

(目的)

第 3 条 本会は地盤工学に関わる技術者の資質向上を図り、あわせて会員相互の交流を促進することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地盤工学に関する勉強会
- (2) 会員相互の親睦を図る交流会等
- (3) 会員名簿の発行
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第 5 条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 神戸大学工学部土木工学科、建設学科(土木系コース)、市民工学科の卒業生および大学院工学研究科(土木)、自然科学研究科(建設(土木系))、工学研究科(市民)の修了生で地盤工学に関わりがあるまたは高い関心がある者
- (2) 準 会 員 神戸大学工学部市民工学科の在学生および大学院工学研究科市民工学専攻の在学生
- (3) 特別会員 神戸大学の地盤系の現旧教官

(役員)

第 6 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 幹 事 若干名
- (3) 顧 問 若干名

第 7 条 会長は顧問および幹事の合議により推薦し、勉強会等の場において承認を得る。

2. 幹事は会長が委嘱する。
3. 顧問は会長経験者とする。

第 8 条 役員任期は次のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会 長 1 年
- (2) 幹 事 1 年

(会計)

第 9 条 本会の経費は寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

付 則

本会則は平成 19 年 8 月 31 日から施行する。